

# 島根地方最低賃金審議会

第419回会議資料

島根労働局

# 島根地方最低賃金審議会第419回会議

令和3年3月16日（火）  
午前10時30分から  
松江地方合同庁舎 共用第1、2会議室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 島根労働局長挨拶
- 3 特定最低賃金改正の申出の意向表明について
- 4 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について
- 5 その他
- 6 閉 会

## 資料目次

令和3年度における「特定最低賃金」改正の申出について（写） ..... No.1

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金

島根県百貨店、総合スーパー最低賃金

島根県自動車（新車）小売業最低賃金

令和3年度における特定（産業別）最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数  
..... No.2

最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請書（写） ..... No.3

島根労働局長  
倉持 清子 様



令和3年3月2日

安来市亀島町6-1  
電機連合山陰地方協議会日立金属労働組合安来支部  
支部長 小松原 直樹

## 令和3年度における「島根県製鋼・製鋼圧延業、 鉄素形材製造業最低賃金」改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和3年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

### 1. 申出者

所在地 安来市亀島町6-1  
団体名 電機連合山陰地方協議会日立金属労働組合安来支部  
代表者 支部長 小松原 直樹

### 2. 当該産業別最低賃金の件名 島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

### 3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は整理の業務
  - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
  - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
  - ニ 手作業による運搬の業務

### 4. 申出の理由

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

### 5. 申出の時期

令和3年7月末日迄



令和3年3月2日

島根労働局長  
倉持 清子 様

写

松江市御手船場町557-7  
J A M 山 陰  
執行委員長 乗本 克己

## 令和3年度における「島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」改正の申出について

「島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和3年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

### 記

#### 1. 申出者

所在地 松江市御手船場町557-7  
団体名 J A M 山 陰  
代表者 執行委員長 乗本 克己

#### 2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

#### 3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は整理の業務
  - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
  - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
  - ニ 手作業による運搬の業務



4. 申出の理由

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金は、平成元年度にその決定の必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. 申出の時期

令和3年7月末日迄



令和3年3月2日

島根労働局長  
倉持 清子 様



松江市乃木福富町369  
電機連台山陰地協  
島根地域協議会  
議長 小松原 直樹

令和3年度における「島根県電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」改正の申出につい  
て

昭和63年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島  
根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低  
賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和3年度において改  
正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 松江市乃木福富町369  
団体名 電機連台山陰地協島根地域協議会  
代表者 議長 小松原 直樹

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製  
造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機  
械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映  
像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業におい  
て管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光  
ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的  
経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会  
社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産  
業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具  
製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業又は電子部  
品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用  
される労働者。



但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は整理の業務
  - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
  - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
  - ニ 手作業による運搬の業務
  - ホ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務

#### 4. 申出の理由

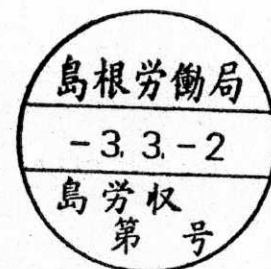
島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、昭和63年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

#### 5. 申出の時期

令和3年7月末日迄







令和3年3月2日

島根労働局長  
倉持 清子 様

出雲市西郷町字小池718  
自動車総連島根地方協議会  
議長 園山 智久

令和3年度における「島根県自動車・同附属品製造業最低賃金」  
改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県自動車・同附属品製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和3年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 出雲市西郷町字小池718  
団体名 自動車総連島根地方協議会  
代表者 議長 園山 智久

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は整理の業務
  - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
  - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
  - ニ 手作業による運搬の業務

4. 申出の理由

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. 申出の時期

令和3年7月末日迄



写

令和3年3月2日

島根労働局長  
倉持 清子 様

松江市御手船場町557-7  
U A ゼンセン島根県支部  
支部長 島田 一英

令和3年度における「島根県百貨店、総合スーパー最低賃金」  
改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県百貨店、総合スーパー最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和3年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 松江市御手船場町557-7  
団体名 U A ゼンセン島根県支部  
代表者 支部長 島田 一英

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県百貨店、総合スーパー最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4. 申出の理由

島根県百貨店、総合スーパー最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. 申出の時期

令和3年7月末日迄





令和3年3月2日

島根労働局長  
倉持 清子 様

松江市西津田3丁目2-7  
自動車総連島根地方協議会  
販売部門連絡会  
委員長 安食 直哉

## 令和3年度における「島根県自動車（新車）小売業最低賃金」 改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県自動車（新車）小売業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和3年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

### 記

#### 1. 申出者

所在地 松江市西津田3丁目2-7  
団体名 自動車総連島根地方協議会販売部門連絡会  
代表者 委員長 安食 直哉

#### 2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県自動車（新車）小売業最低賃金

#### 3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

#### 4. 申出の理由

島根県自動車（新車）小売業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

#### 5. 申出の時期

令和3年7月末日迄



令和3年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

| 産 業 名                                     | 適用使用者数    | 適用労働者数<br>(人)   |
|---|-----------|-----------------|
| 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業                          | 13 ( 15)  | 2,517 ( 2,509)  |
| はん用機械器具、生産用機械器具、<br>業務用機械器具製造業            | 119 (124) | 3,093 ( 3,169)  |
| 電子部品・デバイス・電子回路、<br>電気機械器具、情報通信機械器具<br>製造業 | 62 ( 63)  | 7,061 ( 6,929)  |
| 自動車・同附属品製造業                               | 25 ( 28)  | 1,934 ( 2,048)  |
| 百貨店、総合スーパー                                | 20 ( 20)  | 2,638 ( 2,964)  |
| 自動車(新車)小売業                                | 206 (209) | 2,134 ( 2,127)  |
| 産 業 計                                     | 445 (459) | 19,377 (19,746) |

資料出所：総務省統計局「平成28年経済センサス-活動調査」

(注)

- 1 令和3年度において効力を有する特定最低賃金(産業別)の適用使用者数及び適用労働者数です。
- 2 自動車(新車)小売業については、平成29年12月に賃金室で実施した島根労働局事業所調査を基に、さらに「平成28年経済センサス-活動調査」、「令和2年度最低賃金に関する基礎調査」等の情報により算出した数字です。
- 3 適用使用者数は、原則、上記調査の事業所数から新設・廃止した事業所、産業分類の変更した事業所数を加減した数字です。
- 4 適用労働者数は、上記調査の労働者数から事業所の増減に伴う加減を行い、さらに「令和2年度最低賃金に関する基礎調査」から推計した「年齢、業務等による適用除外労働者数」を減じた数字です。
- 5 ( )内については、令和2年度の数字です。



2021(令和3)年3月2日

島根労働局

局長 倉持 清子 様

日本労働組合総連合会  
島根県連合会  
会長 成相 善朝

## 最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請書

謹啓 貴職におかれましては、県民の雇用安定、県内労働者の権利確保のため、日夜ご尽力されていることに対し敬意を表しますとともに、日頃より連合島根の諸活動に格段のご高配を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

日本は少子化を伴いながら急速に高齢化と人口減少が進み、とりわけ生産年齢人口の減少が相対的に大きいため、労働力不足がすでに不可避かつ継続的になっており、人手不足感が年々高まりを見せています。加えて、第4次産業革命をはじめとする技術革新の加速化がもたらす変化は依然として予測が困難であるといえます。

このような状況の中にあっても将来にわたって持続可能な社会を実現していくためには、すべての働く者の労働諸条件の改善をはかり、「人的投資の促進」により働く者のモチベーションを維持・向上させていかなければなりません。

最低賃金の課題をはじめ、雇用形態の違い、障がいの有無、国籍の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されません。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準であるべきと考えます。昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国内では2度に及ぶ緊急事態宣言の発令がされてきました。社会経済活動の抑制が長期化する中で、島根県内の様々な業種・業態に極めて大きな影響が生じています。また、セーフティネットが脆弱な派遣・有期契約・フリーランスをはじめ、雇用と生活の危機に瀕している労働者・生活者が増えています。

連合島根 2021 春季生活闘争では、コロナ禍の日本経済・社会の抱える課題を踏まえて、『雇用の確保を大前提に、労働条件の改善による消費の喚起、拡大が不可欠』とし、『分配構造の転換につながりえる賃上げ』を求めて取り組んでいます。連合島根はすべての働く者の処遇改善と働き方の見直しに全力で取り組んでいます。

尚、地域経済の活性化と県民労働者の生活安定のためには、政労使の真摯な協議と相互協力が不可欠であり、引き続き島根労働局、県行政、経営者団体との連携を図り取り組みを進めていく所存です。

つきましては、県内労働者の処遇改善、雇用安定維持等に関して貴局所管の下記の施策について充実を図られるよう要請します。



## 記

### 1. 最低賃金制度について

最低賃金近傍で働いている方の多くは非正規労働者である。依然として労働者の4割を占める非正規労働者の労働条件改善は急務であり、最低賃金制度がもたらす影響は益々大きくなっている。昨年の最低賃金改定では全国加重平均は902円となった。引き上げ目安額が示されない中での島根地方最低賃金審議会での審議が行われ、労使のイニシアティブが十分に発揮された結果として中央との格差は縮まる最賃額が決定された。労働者の賃金水準の適切な反映、経済諸指標との整合性の確立、さらには中央水準との格差是正等を踏まえた改正を図ることが継続した課題と考える。島根県においてもこうした観点において、審議を通じ最低賃金のあるべき水準を重視した審議の場を確保されるよう要請する。

産業別最低賃金については、産業における公正競争を確保し、公正な賃金決定に資するという産業別最低賃金の意義と目的を今一度認識し、その役割を発揮できる審議会の環境整備にあたられること。

また、賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するように、最低賃金制度の改正周知および監督指導について、より一層の強化を図るとともに、違反事業所の摘発等により制度の実効性を高められたい。

### 2. 雇用の維持・安定について

島根県においては、若年層の県外流出による人口減少や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少という問題に直面しており、就労者人口の確保は喫緊の課題である。とりわけ若年層の労働力人口減少が大きく、将来の本県産業を支える人材確保の観点から産業振興を支える人への投資が不可欠である。島根県では、後継者不足による「人手不足倒産」が増加している。活力ある経済活動を創り、魅力ある郷土を創っていくためにも安定した雇用基盤を整備していくことが急務であることから、求人と求職のマッチング状況について調査を実施し、島根県・経営者団体・中小企業団体はもとより各教育機関との連携を図りつつ県内就職機会の向上に向け、地域を挙げた取り組みを引き続き強化されること。

また、就職氷河期世代への支援や、在籍出向等の支援が展開されているが、その対応だけにとどまらず、仕事を求めるすべての県民に対する支援となるよう取り組まれること。

### 3. 新型コロナウイルス感染症に対応するセーフティネットの強化について

コロナ禍は、経済活動に大きな影響をもたらすすべての国民の生活を脅かしている。働く者の環境においては、特に、パート・有期、派遣や曖昧な雇用で働く人、女性・学生、外国人などより弱い立場の人々に深刻な影響を及ぼしており、雇用や所得などに係るセーフティネットの抜本的な見直しが急務となっている。また、感染者やその職場、エッセンシャルワーカーとその家族への偏見・差別を解消していかななくてはならない。

- (1) 雇用維持の支援において、雇用調整助成金、休業支援金等の積極的活用により雇用維持が図られるよう継続して周知に取り組まれること。
- (2) 在籍出向を含めた「失業なき労働移動」を実現するため、関係機関と十分な連携のもと取り組まれること。
- (3) 不合理な解雇や雇止め、内定取り消し等を防止するため、労働関係法令を周知徹底されること。解雇事案においては、厳正に対応されるとともに、整理解雇の4要件に照らして厳格な判断がなされるべき旨を周知する事。
- (4) 年度末にあたり、派遣労働者契約、パート労働契約等が更新されることが多いことを踏まえ、指導・監督を強化し、雇用の維持・確保を促されること。派遣元事業主が、新たな就業機会の確保を図るよう周知徹底されること。

#### 4. 労働監督行政の充実と強化

定期監督実施状況を見ても依然として高い違反率で推移している。違反事業所を一扫すべく以下の点について監督指導の一層の強化を図ること。

- (1) 最低賃金制度の改正周知および監督指導について一層の強化を図るとともに、違反事業所の摘発等により制度の実効性を高めること。(再掲)  
また、中小企業向け支援策の周知等の充実強化を図ること。
- (2) 十分に知識を有しない学生バイトの実態把握やその対応については、事業者へのコンプライアンス指導を徹底すること。

#### 5. 労働局の労働相談について

連合島根内に設置している「労働・生活なんでも相談ダイヤル」には、多くの相談がよせられている。労働契約・賃金未払いや解雇などの相談が後を絶たない現状に加え、対面での相談が増えているのが最近の傾向であり、各種の相談については、今後も継続した対応が必要である。

については、島根労働局においても、労働者からの相談に対し懇切丁寧な対応に努めると共に、その問題解決に向け適切な指導を行うこと。また、必要な連携については引き続き強化を図られたい。

以 上